

## 尾三消防組合広報用動画制作業務委託プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

尾三消防組合（以下「当組合」という。）では、庁舎見学や職業体験等の際に消防業務の内容をわかりやすく説明・紹介する動画を上映し、視聴者の理解を深めるよう努めてきました。しかし、現在保有する動画は、平成20年度に制作したものであり、映像が古く、また、内容が消防の広域化以降の署所配置や運営状況と異なっているため、更新の必要が生じています。

制作する動画は、当組合の概要、消防の各種分野の業務内容、消防署の一日の仕事の流れ等を紹介し、視聴者が消防業務に対しより関心を持ち、理解を深めることを目的に制作します。

上記の目的を踏まえ、質の高い動画を制作するには、当組合の意図を的確に汲み取り、高い企画力と創造性を持ち、表現できる制作者が不可欠です。

このため、専門的な見地から提案を求め、最も適切な提案をした事業者と当該業務の委託契約を締結するためプロポーザルを行います。

### 2 業務の概要

#### (1) 事業名

尾三消防組合広報用動画制作業務委託

#### (2) 業務の仕様

「尾三消防組合広報用動画制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月27日まで

#### (4) 契約上限金額

金1,650,000円

（うち消費税及び地方消費税の額 金150,000円）

### 3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定します。

なお、契約候補者の選定については、尾三消防組合広報用動画制作業務委託プロポーザル事業者選定委員会が行います。

### 4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者としてします。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込の日に、尾三消防組合競争入札参加資格を有している者であること。  
資格の区分は次のとおり。

あいち電子調達共同システム（物品等）

資格種別：物品等

業務分類：役務の提供等

営業種目：映画等制作・広告・催事

取扱内容：全て

- (3) 公告の日から契約締結の日までの間に、「尾三消防組合指名停止等措置要領（平成17年11月1日施行）」に基づく措置を受けていない者であること。
- (4) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。（ただし、契約を締結する営業所として尾三消防組合競争入札参加資格者名簿に登載された営業所に限りません。）
- (5) 過去5年間（平成25年度から平成30年度）に、官公庁においてPR動画若しくは広報番組等の本業務に類似した映像制作業務を受託した実績があること。

## 5 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を充たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

### (1) 参加申請書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要調書（様式第2号）

ウ 業務実績調書（様式第3号）

エ 会社概要がわかる資料（会社パンフレットなど任意）

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出先

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地

尾三消防組合事務局総務課

### (4) 提出方法

直接持参すること。

### (5) 提出期限

令和元年8月8日（木）午後5時まで ※期限厳守

### (6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知します。

## 6 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

- (1) 質問がある場合は、「質疑書」（様式第11号）に質問事項を記載のうえ、令和元年8月13日（月）から令和元年8月29日（木）までに、総務課に電子メールにより提出してください。

（送信先：soumu@bisan-fd.togo.aichi.jp）

なお、メールの件名は「尾三消防組合広報用動画制作業務委託質疑（社名）」とし、メールの送信後には速やかにメール到着の有無を電話で確認してください。

（連絡先：総務課 0561-38-7202）

- (2) 質疑に対する回答については、随時、参加事業者全員に対し電子メールで回答します。

## 7 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を認められた事業者は、下記のとおり企画提案書等提出届（様式6号）を提出してください。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

### (1) 提出部数

ア 正本各1部 企画提案書等提出届（様式6号）、企画提案書（様式8号）、業務実施体制調書（様式9号）、工程計画書（任意様式）、見積提示金額調書（様式10号）

イ 副本各7部 企画提案書（様式8号）、業務実施体制調書（様式9号）、工程計画書（任意様式）、見積提示金額調書（様式10号）

（副本は各書類とも社名を記入せずに提出してください。なお、作成した事業者が推定できるような記述等を行わないでください。）

### (2) 提出先

上記5(3)に同じ

### (3) 提出方法

直接持参すること。

### (4) 提出期限

令和元年9月2日（月）午後5時まで ※期限厳守

## 8 参加辞退

参加資格審査の結果通知後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退書（様式7号）1部を速やかに提出してください。

## 9 契約候補者選定の手続

選定審査は、下記のとおり行います。

- (1) 書面審査提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施します。

### (2) プレゼンテーション審査

#### ア 開催日時

令和元年9月9日（月）から令和元年9月11日（水）の間で実施  
詳細は別途通知します。

#### イ 開催場所

尾三消防本部庁舎2階 防災対策室

#### ウ 審査の方法

1 事業者につき30分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を15分程度設けます。プレゼンテーションの出席者については1団体につき3名までとします。

配付資料等は参加者が必要部数6部を用意してください。パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可とします。プロジェクターは当組合で準備しますが、パソコンは参加者が用意してください。

#### エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、業務実施体制調書に記載した責任者及び担当者で行うものとします。出席者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身につけないでください。

#### オ 評価基準

評価基準については下表のとおりです。

評価項目		配点	計
業務実績	業務実績	15点	15点
業務体制	業務体制・作業工程	5点	5点
企画提案書	基本方針	10点	30点
	創造性	10点	
	印象性	10点	
プレゼンテーション	説明	10点	45点
	企画	20点	
	取組意欲	15点	
見積り金額		5点	5点
合計点			100点

#### 10 契約候補者の決定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最もすぐれている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行います。
- (2) 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から契約候補者を選定します。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

最低基準点：70点

- (3) 審査結果の通知

企画提案書等を提出したすべての者に対して審査結果を通知します。

11 その他

(1) 費用負担

提案書の作成及びプレゼンテーションに係る費用は参加者の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

- ア 本要項に示された条件に適合しないもの
- イ 虚偽の内容が記載されているもの
- ウ 本プロポーザルに関して審査会委員への接触があったもの
- エ プレゼンテーションに出席しなかったもの

(3) 仕様書及び各種提出様式

当組合ホームページ内の本事業公告ページからダウンロードしてください。

12 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の開始	7月29日
参加申込	7月29日～8月8日
参加資格審査結果通知	8月9日
企画提案書等の提出	8月13日～9月2日
質問の受付	8月13日～9月1日
プレゼンテーション	9月9日～9月11日(予定)
選定結果通知	9月18日
契約締結	9月18日

以上